

上越市附属機関設置条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第2号

上越市附属機関設置条例

(別紙のとおり)

上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第3号

上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市印鑑条例及び上越市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第4号

上越市印鑑条例及び上越市手数料条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第5号

上越市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第6号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第7号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中川幹太

上越市条例第8号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中川幹太

上越市条例第9号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中川幹太

上越市条例第10号

上越市特別会計条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第11号

上越市手数料条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市監査委員条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第12号

上越市監査委員条例等の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市斎場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第13号

上越市斎場条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第14号

上越市介護保険条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第15号

上越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市福祉交流プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第16号

上越市福祉交流プラザ条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第17号

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市都市公園条例及び上越市道路占用料等徴条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第18号

上越市都市公園条例及び上越市道路占用料等徴条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第19号

上越市漁港管理条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第20号

上越市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第21号

上越市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

(別紙のとおり)

上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第22号

上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第23号

上越市立学校条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市保健センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第24号

上越市保健センター条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第25号

上越市体育施設条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

三の輪台いこいの広場条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第26号

三の輪台いこいの広場条例を廃止する条例

(別紙のとおり)

上越市青少年野外活動施設条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第27号

上越市青少年野外活動施設条例を廃止する条例

(別紙のとおり)

上越市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の設置に関し、法律又は他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表第1に定めるところにより、執行機関に附属機関を設置する。

2 前項に定めるもののほか、執行機関が必要と認めるときは、別表第2に定めるところにより附属機関を設置することができる。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌する事務は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関の委員（以下「委員」という。）の定数は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 委員は、別表第1及び別表第2に掲げる者のうちから、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 別表第1の規定にかかわらず、上越市入札監視委員会について、この条例の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、同表中「2年」とあるのは「1年」とする。

別表第1（第2条—第4条関係）

執行機関	附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期
市長	上越市入札監視委員会	1 本市の入札及び契約の実施状況について報告を求め、その理由及び経緯を調査	6人以上	1 学識経験者 2 公募に応じた市民 3 その他市長が必	2年

		及び審議すること。 2 その他市長が必要と認めること。		要と認める者	
上越市新産業創造支援事業審査委員会		1 上越市新産業創造支援事業補助金の交付事業者の選定に関すること。 2 その他市長が必要と認めること。	10人以内	1 学識経験者 2 関係団体の代表者 3 その他市長が必要と認める者	2年
メイド・イン上越認証等審査委員会（工業製品）		1 メイド・イン上越（工業製品）の認証及び認証の更新に関すること。 2 その他市長が必要と認めること。	10人以内	1 学識経験者 2 事業者 3 関係団体の代表者 4 その他市長が必要と認める者	2年
メイド・イン上越認証等審査委員会（特産品）		1 メイド・イン上越（特産品）の認証及び認証の更新に関すること。 2 その他市長が必要と認めること。	10人以内	1 学識経験者 2 事業者 3 その他市長が必要と認める者	2年

別表第2（第2条—第4条関係）

執行機関	附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期
市長	上越市災害義援金配分委員会	1 義援金の配分の対象及び基準に関すること。 2 その他市長が必要と認めること。	10人以内	1 公共的団体の代表者 2 その他市長が必要と認める者	委嘱の日から当該配分が終了する日まで
	上越市立保育園の民間移管に関する事業者選定委員会	1 保育園の移管先事業者の選定に関すること。 2 その他市長が必要と認めること。	10人以内	1 学識経験者 2 関係団体の代表者 3 地縁団体等の代表者 4 市の職員 5 その他市長が必要と認める者	委嘱又は任命の日から当該選定が終了する日まで
	上越市森林経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定委員会	1 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第3項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定に関すること。 2 その他市長が必要と認めること。	5人以内	1 市の職員 2 関係行政機関の職員	委嘱又は任命の日から当該選定が終了する日まで

市長又は教育委員会	指定管理者の選定に係る委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 各公の施設における指定管理者の候補者の選定に関すること。 2 その他市長又は教育委員会が必要と認めること。 	それぞれの委員会ごとに7人以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 学識経験者 2 施設の利用者の代表者 3 市の職員 4 その他市長又は教育委員会が必要と認める者 	委嘱又は任命の日から当該選定等が終了する日まで
	契約の相手方の選定に係る委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市の委託業務、財産の売却等に係る契約の相手方の選定に関すること。 2 その他市長又は教育委員会が必要と認めること。 	それぞれの委員会ごとに10人以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 学識経験者 2 市の職員 3 その他市長又は教育委員会が必要と認める者 	委嘱又は任命の日から当該選定等が終了する日まで

上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年上越市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「特定個人情報」の次に「又は利用特定個人情報」を加える。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

上越市印鑑条例及び上越市手数料条例の一部を改正する条例

(上越市印鑑条例の一部改正)

第1条 上越市印鑑条例(昭和50年上越市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第16条中「民間事業者が設置する」を削り、同条第1号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、」を削る。

(上越市手数料条例の一部改正)

第2条 上越市手数料条例(平成12年上越市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「民間事業者が設置する」を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

上越市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上越市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年上越市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表上越市災害弔慰金等支給審査委員会の項の次に次のように加える。

上越市入札監視委員会	委員長	〃 15,000円
	委員	〃 5,000円
上越市新産業創造支援事業審査委員会	委員	〃 15,000円
メイド・イン上越認証等審査委員会	委員	〃 15,000円
上越市立保育園の民間移管に関する事業者選定委員会	委員	職務（対象団体の財務状況の審査を除く。）1回につき5,000円
		職務（対象団体の財務状況の審査に限る。）一の団体の審査につき5,000円
指定管理者の選定に係る委員会	委員（学識経験者）	職務（対象団体の財務状況の審査を除く。）1回につき15,000円
		職務（対象団体の財務状況の審査に限る。）一の団体の審査につき5,000円
	委員（学識経験者以外）	職務1回につき5,000円
契約の相手方の選定に係る委員会	委員（学識経験者）	〃 15,000円
	委員（学識経験者以外）	〃 5,000円

別表学校薬剤師の項中「96,000円」を「152,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年上越市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「529,400円」を「531,000円」に改め、同条第2号中「468,400円」を「469,800円」に改め、同条第3号中「440,800円」を「442,100円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和47年上越市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「966,300円」を「969,200円」に改め、同条第2号中「729,200円」を「731,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和47年上越市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第3条中「630,700円」を「632,600円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年上越市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第29条第5項に後段として次のように加える。

この場合において、第22条の2中「前条第1項」とあるのは、「第29条第1項」と読み替えるものとする。

第35条を第36条とし、第31条から第34条までを1条ずつ繰り下げる。

第30条中「前4条」を「前5条」に改め、同条を第31条とし、第29条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の勤勉手当)

第30条 会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)のそれぞれを起算日として1月以前から引き続いて基準日に在職する任期の定めが6月以上の会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定める職員を含む。)に対して、基準日以前6月以内の期間における当該会計年度任用職員の勤務成績に応じて、第23条第1項に規定する支給日に支給する。

2 会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する会計年度任用職員の勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき報酬及び給料の月額並びにこれらに対する地域手当に相当する報酬の月額又は地域手当の月額の合計額とする。

4 前3項に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当は、第22条の2及び第22条の3の規定を準用する。この場合において、第22条の2中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第30条に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第30条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年上越市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項の改正規定中「100分の130」を「100分の122.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年上越市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。次条において同じ。）」を削る。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

上越市特別会計条例の一部を改正する条例

上越市特別会計条例（昭和46年上越市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上越市手数料条例の一部を改正する条例

上越市手数料条例（平成12年上越市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第143号を第144号とし、第120号から第142号までを1号ずつ繰り下げ、同条第119号ア中「第116号」を「第117号」に改め、同号イ中「第116号ア」を「第117号ア」に改め、同号ウ中「第116号イ」を「第117号イ」に改め、同号エ中「第116号ウ」を「第117号ウ」に改め、同号を同条第120号とし、同条第118号を同条第119号とし、同条第117号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条第2項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条第2項」に改め、同号を同条第118号とし、同条第116号中「第118号」を「第119号」に改め、同号を同条第117号とし、同条第115号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同号を同条第116号とし、同条中第112号から第114号までを1号ずつ繰り下げ、同条第111号ア中「第109号ア」を「第110号ア」に改め、同号イ中「第109号イ」を「第110号イ」に改め、同号を同条第112号とし、同条第110号を同条第111号とし、同条第109号アの表中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号を同条第110号とし、同条中第104号から第108号までを1号ずつ繰り下げ、同条第103号中「第101号」を「第102号」に改め、同号を同条第104号とし、同条第102号中「第106号」を「第107号」に改め、同号を同条第103号とし、同条第101号中「第103号及び第104号」を「第104号及び第105号」に、「第99号の表」を「第100号の表」に改め、同号を同条第102号とし、同条第100号を同条第101号とし、同条第99号の表中「第102号の表」を「第103号の表」に改め、同号を同条第100号とし、同条第98号を同条第99号とし、同号の前に次の1号を加える。

(98) 大規模の修繕又は大規模の模様替における建築物の敷地等と道路との関係に関する制限又は道路内の建築制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき2万7,000円

第5条第1項第2号ア中「第2条第113号」を「第2条第114号」に改め、同号イ中「第2条第114号」を「第2条第115号」に改め、同号ウ中「第2条第115号」を「第2条第116号」に改め、同号エ中「第2条第137号」を「第2条第138号」に改め、同号オ中「第2条第138号」を「第2条第139号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上越市監査委員条例等の一部を改正する条例

(上越市監査委員条例の一部改正)

第1条 上越市監査委員条例(昭和46年上越市条例第88号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改め、同条第2項中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(上越市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 上越市病院事業の設置等に関する条例(平成11年上越市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(上越市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 上越市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年上越市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上越市斎場条例の一部を改正する条例

上越市斎場条例（昭和47年上越市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「上越市大字居多776番地」を「上越市大字居多790番地1」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「住民等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 死亡時に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されていた者
- (2) 本市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 本市に主たる事務所又は事業所を有する者（産汚物及び臓器を火葬する場合に限る。）

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中「申請者が」を削り、「免除」を「免除し、」に改め、同条第1号中「生活保護法」を「申請者が生活保護法」に改め、同条第2号中「特別」を「その他市長が特別」に改め、同条を第7条とする。

第5条第2項を削り、同条を第6条とする。

第4条第2項中「申請者が、本市の住民」を「火葬される者又は申請者が、住民等」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1号ア中「午前9時30分から午後3時まで」を「午前10時から午後4時30分まで」に改め、同号イを次のように改める。

イ その他の施設 午前9時から午後5時まで

第3条第2号を次のように改める。

(2) 頸北斎場 次のとおりとする。

ア 火葬炉 午前10時30分から午後5時まで

イ 小動物火葬炉 午前9時から午後5時まで

ウ その他の施設 午前9時から午後5時まで

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（施設）

第3条 斎場の施設は、次に掲げるとおりとする。

(1) 上越斎場

ア 火葬炉

イ 告別室

ウ 待合室

- エ 収骨室
- オ 告別収骨予備室
- カ 多目的室
- キ 霊安室
- ク その他附属施設

(2) 頸北斎場

- ア 火葬炉
- イ 小動物火葬炉
- ウ 告別ホール
- エ 待合室
- オ 収骨室
- カ 霊安室
- キ その他附属施設

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分		単位	住民等	その他の者
火葬炉	12歳以上	1体につき	10,000円	30,000円
	12歳未満		6,000円	18,000円
	死胎及び身体の一部 (臓器を除く。)	1件につき	2,800円	8,400円
	産汚物及び臓器		1,400円	4,200円
小動物 火葬炉	小動物等（頸北斎場 に限る。）	5kg 未満1体 につき	7,500円	15,000円
		5kg 以上15 kg 未満1体 につき	10,000円	20,000円
		15kg 以上 30kg 未満1 体につき	12,000円	24,000円
		30kg 以上1 体につき	15,000円	30,000円
多目的室（上越斎場に限る。）		1時間につき	1,700円	3,400円
霊安室		1 棺につき 24時間ごと	2,000円	6,000円

備考

- 1 この表に定める「住民等」の区分の適用については、火葬される者又は申請者が住民等に該当する場合とする。

2 多目的室（上越斎場に限る。）の使用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

3 霊安室の使用時間が24時間に満たないときは、24時間として計算する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の上越市斎場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

上越市介護保険条例の一部を改正する条例

上越市介護保険条例（平成12年上越市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「3万2,100円」を「2万8,700円」に改め、同項第2号中「4万1,000円」を「3万5,700円」に改め、同項第3号中「4万5,000円」を「3万9,900円」に改め、同項第4号中「7万3,800円」を「6万9,700円」に改め、同項第5号中「8万200円」を「7万7,400円」に改め、同項第6号中「9万2,300円」を「8万9,100円」に改め、同項第7号中「50万円以上125万円未満のもの 9万6,300円」を「50万円以上90万円未満のもの 9万2,900円」に改め、同項第8号中「125万円以上160万円未満のもの 10万7,500円」を「90万円以上125万円未満のもの 10万700円」に改め、同項第9号中「160万円以上200万円未満のもの 10万8,300円」を「125万円以上160万円未満のもの 11万2,300円」に改め、同項第10号中「第39条第1項第9号」を「第39条第1項第10号」に、「200万円以上250万円未満のもの 13万2,400円」を「160万円以上200万円未満のもの 12万円」に改め、同項第11号中「第39条第1項第9号」を「第39条第1項第11号」に、「250万円以上350万円未満のもの 15万6,400円」を「200万円以上250万円未満のもの 14万3,200円」に改め、同項第12号中「第39条第1項第9号」を「第39条第1項第12号」に、「350万円以上500万円未満のもの 18万500円」を「250万円以上350万円未満のもの 17万4,200円」に改め、同項第13号中「第39条第1項第9号」を「第39条第1項第13号」に、「500万円以上700万円未満のもの 20万8,600円」を「350万円以上500万円未満のもの 20万5,200円」に改め、同項第14号中「第39条第1項第9号」を「第39条第1項第13号」に、「700万円以上900万円未満のもの 21万6,600円」を「500万円以上700万円未満のもの 24万3,900円」に改め、同項第15号中「22万4,600円」を「29万4,200円」に改め、同号を同項第17号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (15) 令第39号第1項第13号に掲げる者で合計所得金額が700万円以上900万円未満のもの 26万3,200円
- (16) 令第39号第1項第13号に掲げる者で合計所得金額が900万円以上1,500万円未満のもの 28万2,600円

第8条第2項第2号中「125万円」を「90万円」に改め、同項第3号中「160万円」を「125万円」に改め、同項第4号中「900万円」を「160万円」に改め、同項第4

号の次に次の4号を加える。

- (5) 令第39条第1項第10号イ 200万円
- (6) 令第39条第1項第11号イ 250万円
- (7) 令第39条第1項第12号イ 350万円
- (8) 令第39条第1項第13号イ 1,500万円

第8条第3項第1号中「1万6,100円」を「1万5,500円」に改め、同項第2号中「2万900円」を「2万200円」に改め、同項第3号中「4万1,000円」を「3万9,500円」に改める。

第10条第3項中「又は第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に改める。

第17条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第17条の改正規定及び次項の規定 公布の日
- (2) 第8条並びに第10条の改正規定及び附則第3項の規定 令和6年4月1日

(適用区分)

- 2 改正後の第17条の規定は、令和6年1月1日以後に発生した減免を受けようとする事由から適用し、同日前に発生した減免を受けようとする事由については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第8条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

上越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上越市国民健康保険税条例（昭和46年上越市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第29条の規定は、令和6年1月1日以後に発生した減免を受けようとする事由から適用し、同日前に発生した減免を受けようとする事由については、なお従前の例による。

上越市福祉交流プラザ条例の一部を改正する条例

上越市福祉交流プラザ条例（平成20年上越市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条の表及び第6条の表中「すこやかなくらし包括支援センター」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年上越市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第35条第3項中「同項第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を、「利用定員」の次に「の総数」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。））」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 第23条の改正規定 令和6年4月1日

上越市都市公園条例及び上越市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(上越市都市公園条例の一部改正)

第1条 上越市都市公園条例（昭和46年上越市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2(3)の表電柱その他これに類するものの部中「540円」を「590円」に、「830円」を「900円」に、「1,100円」を「1,200円」に、「480円」を「530円」に、「770円」を「840円」に、「48円」を「53円」に改め、同表水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの部中「43円」を「47円」に、「58円」を「63円」に、「120円」を「130円」に、「290円」を「320円」に、「580円」を「630円」に改め、同表変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の部中「960円」を「1,100円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の部中「400円」を「440円」に改め、同表標識の部中「770円」を「840円」に改める。

(上越市道路占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 上越市道路占用料等徴収条例（昭和46年上越市条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部中「540円」を「590円」に、「830円」を「900円」に、「1,100円」を「1,200円」に、「480円」を「530円」に、「770円」を「840円」に、「48円」を「53円」に、「470円」を「510円」に、「290円」を「320円」に、「960円」を「1,100円」に、「400円」を「440円」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の部中「43円」を「47円」に、「58円」を「63円」に、「120円」を「130円」に、「290円」を「320円」に、「580円」を「630円」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の部中「10円」を「11円」に、「770円」を「840円」に、「480円」を「530円」に、「290円」を「320円」に、「960円」を「1,100円」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の部中「960円」を「1,100円」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の部中「0.005」を「0.004」に、「0.008」を「0.006」に、「0.01」を「0.007」に、「970円」を「940円」に、「580円」を「560円」に、「960円」を「1,100円」に改め、同表政令第7条第1号に掲げる物件の部中「770円」を「840円」に、「970円」を「940円」に改め、同表政令第7条第2号に掲げる工作物の部中「960円」を「1,100円」に改め、同表政令

第7条第3号に掲げる施設の部中「0.033」を「0.031」に改め、同表政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の部中「96円」を「110円」に改め、同表第7条第8号に掲げる施設の部中「0.016」を「0.012」に、「0.023」を「0.017」に、「0.005」を「0.004」に、「0.008」を「0.006」に、「0.01」を「0.007」に、「0.033」を「0.025」に改め、同表政令第7条第9号に掲げる施設の部中「0.016」を「0.015」に、「0.012」を「0.011」に改め、同表政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場の部中「0.023」を「0.022」に、「0.012」を「0.011」に改め、同表政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物の部中「0.016」を「0.015」に、「0.023」を「0.022」に、「0.033」を「0.031」に改め、同表政令第7条第12号に掲げる器具の部中「0.033」を「0.025」に改め、同表政令第7条第13号に掲げる施設の部中「0.016」を「0.015」に、「0.023」を「0.022」に、「0.033」を「0.031」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の上越市都市公園条例別表第2の規定及び第2条の規定による改正後の上越市道路占用料等徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

上越市漁港管理条例の一部を改正する条例

上越市漁港管理条例（昭和60年上越市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第18条第1項中「占用の許可を受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

別表第1の2の表3の項中「150円」を「180円」に、「220円」を「250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

上越市水道事業給水条例の一部を改正する条例

上越市水道事業給水条例（昭和46年上越市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上越市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上越市公営企業の設置等に関する条例（昭和46年上越市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成27年上越市条例第4号）
の一部を次のように改正する。

第3条中「609,100円」を「610,900円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上越市立学校条例の一部を改正する条例

上越市立学校条例（昭和46年上越市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中上越市立諏訪小学校の項を削り、上越市立清里小学校の項の次に次のように加える。

上越市立三和小学校	上越市三和区鴨井710番地
-----------	---------------

別表第1 上越市立里公小学校の項から上越市立美守小学校の項までを削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

上越市保健センター条例の一部を改正する条例

上越市保健センター条例（昭和57年上越市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表大島保健センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上越市体育施設条例の一部を改正する条例

上越市体育施設条例（昭和46年上越市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表第1 上越市浦川原プールの部を削る。

別表第3(1)の表上越市浦川原プールの部を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

三の輪台いこいの広場条例を廃止する条例

三の輪台いこいの広場条例（平成15年上越市条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上越市青少年野外活動施設条例を廃止する条例

上越市青少年野外活動施設条例（平成16年上越市条例第79号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。